

山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月15日(水) 午前8時51分から午前10時45分
2. 開催場所 山江村農村環境改善センター 2階 大会議室
3. 出席委員(11名)

農業委員	5名
推進委員	6名
4. 欠席委員(2名)

農業委員	1名
推進委員	1名
5. 議事日程
 - 日程1 開会
 - 日程2 会長挨拶
 - 日程3 諸般事情報告
 - 日程4 議事録署名委員の指名について
 - 日程5 議第10号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
 - 日程6 議第11号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
 - 日程7 議第12号農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程8 議第13号農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程9 議第14号農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程10 議第15号農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程11 議第16号非農地証明願に対する認定について
 - 日程12 議第17号山江村農用地利用集積計画(第2次)に対する意見決定について
 - 日程13 議第18号令和5年度山江村農作業標準賃金の承認について
 - 日程14 その他
 - 日程15 今後の行事
 - 日程16 閉会
6. 農業委員会事務局職員 事務局長

委員会会長。2ページから3ページまでが解約通知書と合意解約書の写しです。(申請地について説明)。4ページに地籍図を添付しております。(申請地所在について説明)。解約の目的は、相対での契約内容と契約期間の見直しの為でありまして、農地集積の案件に後ほど上がっております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの、質疑・意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長

はい。農業委員・推進委員、質疑がないようですので、それでは採決をいたします。議第10号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第10号は原案のとおり承認いたします。

議長

次に日程6、議第11号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

はい。それでは、議第11号について説明をいたします。総会資料の5ページをお開きください。議第11号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法施行規則第66条の1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求め。令和5年3月15日提出、山江村農業委員会会長。

6ページから9ページまでが解約通知書と合意解約の写しでございます。場所につきましては、そこに書いてあるとおりでございますけれども、読ませていただきます。(申請内容について説明)。10ページか

ら12ページに地籍図を添付しておりますが、今回は筆数が多いため〇〇地区を中心に調査を行っています。(場所について説明)。解約の目的は、所有権移転の為となっております。後ほど農地法第3条の案件で上がってまいります。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

農業委員、最適化推進委員、質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。議第11号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第11号は原案のとおり承認いたします。

議長

次に日程7、議第12号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは議第12号についてご説明をいたします。総会資料の13ページをお開きください。議第12号「農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について」農地法第3条の規定による、別紙の許可申請があったので意見決定のため審議を求める。令和5年3月15日提出、山江村農業委員会会長。14ページをお開きください。農地法第3条の規定による所有権移転許可申請の内容でございます。申請者の氏名等につきましては、譲渡人が〇区の方、譲受人も〇区の方であり、許可を受けようとする土地の字、地番、地目、面積は次のとおりです。面積が943㎡でございます。経営計画等の内容につきましては、記載のとおりとなっております。15ページが申請書の写し、それから16ペ

ージから17ページに位置図及び現況写真を添付しております。農地法第3条第2項各号の判断につきましては、18ページの調査書のとおりとなっております。なお、現地調査につきましては、申請者の譲渡人及び譲受人及び担当農業委員と担当推進委員と共に3月6日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員より補足説明をお願いいたします。

担当推進委員

はい。〇〇さんの件ですが。現地確認が3月6日13時50分からでした。立会いに〇〇さん、〇〇さん、〇〇課長、事務局長と〇〇農業委員と私になります。場所は〇〇公民館の裏手になります。現状は牧草等に使っております。利用内容は変わらないということであります。以上です。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。農業委員・最適化推進委員、質疑がないようですので、それでは採決をいたします。議第12号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」異議がない方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第12号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程8、議第13号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第13号についてご説明いたします。総会資料の19ページをお開きください。議第13号「農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について」農地法第3条の規定による、別紙の許可申請があったので意見決定のため審議を求める。令和5年3月15日提出、山江村農業委員会会長。20ページをお開きください。農地法第3条の規定による所有権移転許可申請書の内容でございます。申請者の氏名等につきましては、譲渡人、譲受人共に〇区の方で親子関係であり、許可を受けようとする土地の字、地番、地目、面積はご覧のとおりでございます。計13筆で面積が13,934㎡でございます。総額は贈与となっており、経営計画等の内容につきましては、記載のとおりとなっております。21ページ、22ページが申請書の写し。23ページから27ページに位置図及び現況写真を添付しております。農地法第3条第2項各号の判断につきましては、28ページの調査書のとおりとなっております。なお、現地調査につきましては、先ほど議第11号で申しましたとおり、〇〇地区を中心に申請者の譲渡人及び担当委員の会長と担当推進委員と共に3月6日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、私より補足説明をいたします。

議長

3月6日、10時40分頃より譲渡人の方、譲受人の方は欠席です、事務局長、担当推進委員、私の4名で行いました。(場所について説明)。いずれにつきましても、既に耕作がなされております。また、親子間の贈与でありますので、問題はないと考えております。皆さんの審議をよろしく願います。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

はい。ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

農業委員、推進委員、いずれも質疑がないようですので、それでは、採決をいたします。議第13号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」異議がない方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第13号は、原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程9、議第14号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第14号について説明をいたします。総会資料の29ページをお開きください。議第14号「農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について」農地法第3条の規定による、別紙の許可申請があったので意見決定のため審議を求め。令和5年3月15日提出、山江村農業委員会会長。

30ページをお開きください。農地法第3条の規定による所有権移転許可申請書の内容でございます。申請者の氏名等につきましては、譲渡人が〇区の方、譲受人が〇区の方で親族関係であり、許可を受けようとする土地の字、地番、地目、面積はご覧のとおりです。面積が617㎡でございます。総額は贈与となっております、経営計画等の内容につきましては、記載のとおりとなっております。31ページが申請書の写し。32ページから33ページに位置図及び現況写真を添付しております。農地法第3条第2項各号の判断につきましては、34ページの調査書のとおりとなっております。なお、現地調査につきましては、申請者の譲渡人及び譲受人及び担当農業委員と担当推進委員と共に3月6日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。それでは説明いたします。今、言われたとおり3月6日午後2時50分より譲渡人の方、譲受人の方、〇〇課長、事務局長、担当推進委員、そして私の5名で現地確認を行っております。現地としましては、〇〇橋の手前から50メートルほど行った道の上の方ですけれども、現地にはいろいろな作物を植え付けてありました。良く管理もされておりました。ここは、譲受人の家の前にあるわけですが、譲受人と譲渡人が兄弟ということで贈与にしたというふうに聞いております。今後、許可が出たら所有権移転ということでした。以上、審議の程よろしくお願

いたします。

議長

それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等はありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

はい。農業委員、推進委員、質疑がないようですので、それでは採決をいたします。議第14号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第14号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程10、議第15号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第15号について説明をいたします。総会資料の35ページをお開きください。議第15号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」農地法第5条の規定により、別紙の許可申請があったので意見決定について意見を求める。令和5年3月15日提出、山江村農業委員会会長。

続きまして、36ページをお開きください。農地法第5条による、農地転用許可申請の内容でございます。(申請内容について説明)。転用目的は〇〇採取に伴います一時転用でございます。〇〇採取につきましては1年間の賃借権となっております。37ページから38ページが申請書の写しでございます。関係事項等につきましては、ご覧のとおりとなっております。申請地の農地区分につきましては、農業振興地域整備計画の農用地区域(農振農用地)でございますが、指定されている農用地区域区分になります。53ページから54ページに位置図、現況写真を添付しております。返っていただいて、39ページに〇〇採取の事業計画書、40ページに土地一時賃貸借契約書、それから41ページに村の意見書、42ページに農用地区域内の証明、43ページに法人からの土地

利用履歴書、44ページから51ページが〇〇計画許可申請書で、〇〇に関しては熊本県の方に直接、〇〇採取の許可が必要ですので、県に提出されている写し等を添付しております。この案件は、農振農用地ではありませんが、〇〇採取及び土壌改良による一時転用でありまして、〇〇採取後、基盤整地をし農地に復元するものでございます。また、周辺農地への影響も十分に配慮されているということになっています。現地調査につきましては、譲受人、譲渡人、担当の会長職務代理人、担当推進委員、会長と共に3月6日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、会長職務代理人より補足説明をお願いいたします。

会長職務代理人

はい。それでは、今、説明してもらった3月6日の11時30分、貸し手の方と、建設業者の方と〇〇課長、事務局長、私と担当推進委員と会長の7人で現地調査を行いました。場所はですね、〇〇から〇〇の方にちょっと行った所の三角地帯です。現地はですね昨年、稲刈りが終わった後に試掘が行われており、東西に三ヶ所試掘があつて、後は綺麗に整地されておりました。山江で初めての〇〇採取ということですので、慎重な審議の程をよろしくをお願いいたします。以上です。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、資料がたくさんありますので、目を通すまでちょっと、詳しく資料を見ていただきたいというふうに思います。その中で意見があれば出していただければと思います。

4番農業委員

よかですか。ここは道がちょっと狭いですけど、大型車が入つてですよ。道は大丈夫ですかね。

事務局長

建設会社から言われるとですね、道は大丈夫であろうという話ではありました。

4番農業委員

あ、本当ですか。ちょっと狭いでもんね。

議長

ダンプは通ると思います。入り口には鉄板を何枚か敷くと言っていました。

事務局長

鉄板は、水路に13枚くらい敷くと言っておられました。

3番農業委員

すみません。ちょっとお聞きしていいですか。ちょっと分からないんですけれども、畑というか、そこに〇〇があったので、それを掘り起こして〇〇というか、それを販売する為にとということですか。

〇〇課長

私から良いでしょうか。いきさつは、〇〇川添いにですね、農地に〇〇があるんじゃないかということで、53ページの地籍図でいきますと、今回は2筆だけが承諾されたということですが、この〇〇川沿いの農地の方には全部声をかけられたみたいです。試験的に掘らせてくれと。それで、うちはしなくていいかなと言われる方が殆どで、ここの方が、いいよ ということで されたら〇〇が出たので、建設業者の方が販売又は他の所に使うために〇〇を取りたいということで、話が進んでいったというふうに聞いております。

3番農業委員

復元をとということなんですけど、その、下に〇〇があった所が水張が良かったとか、そういうふうなのは変わってこないんですか。

〇〇課長

そういう所は変わらないように この建設業者の方も山江では初めてなんですけど、名前を見てもらえば分かるとおりになんですけど、球磨郡内、また県外でも同じようにですね、こういった田畑、水田の所を、川沿いの所をですね〇〇採掘でお借りされているという実績はあるということです。今回、取った分の〇〇は〇〇付近から持ってきていただいて、表土については、表土をはがしたこの2筆の分の表土を敷きなおすということで計画はされているということです。特段、整備が終わった後にですね、この2筆について水稻栽培の影響があるかないか、してみないと分かりませんが、今の時点ではそういうことがないように復元しますということです。

3番農業委員

はい。ありがとうございます。

議長

他にありませんか。

(なしの声)

議長

農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見等がないようですので、事務局から補足等ありませんでしょうか。

事務局長 はい。それでは、補足でございます。この案件については、大事なですね案件でございますので、〇〇採取ということですね、3,000㎡以上ですね、今回が4,487㎡ですかね、3,000㎡以上については審議案件ということですね、県の方の常設会議の方にはかけなくてはならないようになっています。今回の許可をいただきますとですね、県の方に上げまして、来月ですね、県の常設会議に再度、審議をかけるということを申し添えておきたいというふうに思っております。

議長 よろしいでしょうか。

(はいの声)

議長 それでは、農業委員・推進委員の方、質疑・意見がないようですので、それでは、採決をいたします。議第15号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、議第15号は原案のとおり決定いたします。

議長 次に日程11、議第16号「非農地証明願に対する認定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と概要の説明を求めます。

事務局長 それでは、議第16号につきまして、ご説明いたします。総会資料55ページをご覧ください。議第16号「非農地証明願に対する認定について」農地法第2条第1項の規定に該当しない土地として非農地証明願の届け出があったので認定について審議を求める。令和5年3月15日提出、山江村農業委員会会長。

56ページが非農地証明願の写しです。(申請内容について説明)。非農地となった時期や事由につきましてご覧のとおりとなっております。57ページに調査報告書を、58ページから59ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現況の詳細については記載のとおりで、営農条件は著しく劣るものとみています。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員と共に3月6日に行っております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。それでは説明します。3月6日月曜日、午前10時より地主の方と事務局長、担当推進委員と私の4名で現地調査の立会いをしてきました。(場所について説明)。説明の方でもありましたけれども、令和2年の水害で流された場所でもありまして、ここは田んぼとして作られていたそうなのですが、まず水とかもですねなくて、川向いの峪から自分でホースを引っ張ってきて水をあてているということでしたので、今後ですね、田んぼとして戻したとしても、面積も小さいし日当たりもよくないので田んぼとしてやっていくのもなかなか厳しいところがあると。できれば非農地にして、仕事柄ですね〇〇とかにできればと考えているとは話されておりました。皆様の慎重な審議をよろしくお願いいたします。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました〇〇推進委員から何かありませんでしょうか。

〇〇推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員からの質疑・意見等はありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

農業委員・推進委員、質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。非農地証明の認定について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、非農地証明願に対して認定し、証明書を発行することで決定いたします。

議長

次に日程12、議第17号「山江村農用地利用集積計画（第2次）に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第17号についてご説明いたします。総会資料の60ページをお開きください。議第17号「山江村農用地利用集積計画（第2次）に対する意見決定について」令和5年山江村農用地利用集積計画（第2次）を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和5年3月15日提出、山江村農業委員会会長。

61ページから62ページが意見書の写しです。63ページが総括表となっております。それから、64ページが利用権の設定等状況一覧表でございます。合計4件の利用権設定が記載されていますが、全て農地中間管理事業（農地バンク）を利用しており、左から「賃借権」の区分、貸し手、借り手の氏名が記載されています。4件ともに貸し手と公社は10年から15年、公社と借り手は5年から15年の契約となっております。借り手の経営面積、今回利用権を設定する土地の地目、面積等が記載されていますのでご覧ください。なお、案件の総面積が12,302㎡でございます。66ページは農地中間管理事業を利用して公社を介した計画一覧となっております。前項の詳細が記載されており、筆数、賃料が記載されておりますのでご覧ください。戻っていただいて、65ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。こちらにつきましては、公社を通さずに相対での利用権設定となっております。今回申請されましたのは、賃借権の新規設定が2件、再設定が2件の計4件。総面積が7,163㎡でございます。合計8件、19,465㎡が今回の集積となります。

それでは、賃借権の新規設定1件1筆分についてご説明をいたします。賃借権の設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して〇区の方でございます。68ページをご覧ください。（場所について説明）。期間は、貸し手と公社が10年。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。69ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は公社と借り手が5年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。70ページから71ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当の会長職務代理者と担当推進委

員と共に3月6日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、会長職務代理者より補足説明をお願いいたします。

会長職務代理者

はい。3月6日11時より〇〇課長、事務局長、貸し手の方、借り手の方、担当推進委員、私の5名で現地確認を行いました。場所はですね、70ページの地図で、下の方に〇〇地区の集落がありまして、ここの公民館から500～600メートルほど行った所です。この丸の枠の上の方が道になっておりますけれども、この左の方が〇〇の方ですね。この広い道の方で集合しまして、そこから4筆目の田んぼになっております。昨年からは耕作してらっしゃったんですけれども、今回、公社を通じて契約をされるということです。71ページの写真を見ますと、綺麗に管理をされて、真ん中あたりに春野菜を作っておられて綺麗に管理をされているようでした。審議の方をよろしくをお願いいたします。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。農業委員・推進委員、質疑がないようですので、それでは、採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の新規設定1件4筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、賃借権の新規設定1件4筆分について説明をいたします。総会資料の72ページをご覧ください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して〇区の方でございます。73ページをご覧ください。(申請内容について説明)。期間は、貸し手と公社は15年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。頁がとびまして、81ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております。左側の項番の1から4までが説明している案件となっております。期間は、公社と借り手は15年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。戻りまして74ページから75ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員と共に3月6日に行っております。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員より補足説明をお願いいたします。

担当推進委員 はい。説明をいたします。3月6日午後1時から行っております。〇〇課長と事務局長、そして担当農業委員と私、譲渡人と譲受人の6名で行いました。場所は〇〇へ行く手前から左の方に800メートルくらい行った所にあります。その前に作られていた方が亡くなられて去年は荒れていたんですが、今度作られる方は退職されて、去年から整備されて綺麗になっていました。今年はまだ100本以上植え替えられて整備されたところなんです。それで、もう綺麗になっていたのでも審議の方をよろしくをお願いいたします。

議長 はい。それでは、担当の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ありませんでしょうか。

〇〇推進委員 ここには何を植えてあるんですかね。

事務局長

栗です。よろしいですか。賃貸借がですね、公社を通して15年という事で今回、若干長いということです。ただ、5年間はこの貸借についてはですね5年間は無償ということになってます。5年後から10年間で発生すると。何でもかと言うとですね、栗がまだ植えたばかりで、5年間は栗の収穫も何もありませんので、今回の場合は5年間は無償というようなことで双方で話をされているというような事になっています。以上でございます。

議長

他にありませんか。

(なしの声)

議長

はい。農業委員・推進委員、質疑がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件4筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件4筆分については原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは、賃借権の新規設定1件1筆分について説明をいたします。総会資料の77ページをご覧ください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して〇区の方でございます。78ページをご覧ください。(申請内容について説明)。期間は、貸し手と公社は15年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。ページがとびまして、81ページは先ほどもありましたけれども賃借権設定の転貸関係の書類となっております。これの左、項番の5番が説明している案件となっております。先ほどのところと同じとなっております。期間は公社と借り手は15年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりとなっております。戻りまして79ページから80ページまでが先ほどもありましたところの隣となっております。地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに3月6日に行っております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員より補足

説明をお願いいたします。

担当推進委員

はい。説明をいたします。3月6日、同じ日の1時過ぎに行っております。場所はさっきの手前の方ですね、手前の続きになっています。以上です。お願いします。

議長

はい。担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かありませんか。

(なしの声)

議長

はい。推進委員の方からの、質疑・意見等はありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

はい。農業委員・推進委員、質疑等がないようですので、それでは、採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、賃借権の新規設定1件2筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、賃借権の新規設定1件2筆分について説明をいたします。総会資料の82ページをご覧ください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して〇〇に本社がある企業の方でございます。83ページをご覧ください。(申請内容について説明)。期間は、貸し手と公社は10年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。84ページが賃借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は、公社と借り手は5年。賃借料の支払いについては、記載のとおりでございます。85ページから86ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員、それから担当推進委員と共に3月6日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので担当推進委員より

補足説明をお願いいたします。

担当推進委員

はい。3月6日1時20分より、〇〇課長と事務局長、そして担当農業委員と私、そして譲渡人と譲受人、6名で現地確認をしております。(場所について説明)。綺麗に整備されて、もう耕してありました。もう植えるばかりに耕してありましたので審議の程よろしく申し上げます。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

はい。農業委員・推進委員、質疑等がないようですので、それでは、採決をいたします。新規設定1件2筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件2筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、賃借権の新規設定1件1筆分について説明をいたします。総会資料の87ページをご覧ください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手〇区の方、借り手〇区の方でございます。88ページをご覧ください。(申請地について説明)。期間は10年で賃借料の支払いにつきましてはご覧のとおりとなっております。89ページから90ページまでが地籍図・現況写真を、91ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員と共に3月6日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員よ

り補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。それでは説明いたします。3月6日午後2時40分より借り手の方、貸し手の方、〇〇課長、そして事務局長、担当推進委員、私の5名で現地調査を行っております。現地としましては、〇〇の駐車場のすぐ近くですけれども、今まで作付けされてた方が、手が届かないということで貸し手の方に返すということでございました。貸し手の方は、すぐ隣で作付けされてる方に相談され、話がまとまったと聞いております。借り手の方は会社勤めですけれども、自作もしておられ、また、まだまだ作付けをしようということでございました。以上、審議の程よろしくをお願いいたします。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの、質疑・意見等ありませんでしょうか。

〇〇推進委員

よかですか。

議長

はい。どうぞ。

〇〇推進委員

10アールあたりのところに〇万円と書いてありますが、合計の〇万円ですか。

議長

はい。これは、反あたり〇万円なので〇千円ちょっとになると思います。

事務局長

確認します。

議長

協議に切り替えます。(10時00分)

議長

はい、それでは審議に戻ります。(10時07分)

議長 それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員より補足説明をお願いいたします。

担当推進委員 はい。令和5年3月6日13時20分、立会いが〇〇さん、〇〇さん、〇〇課長、事務局長、担当農業委員、私です。（場所について説明）。相対の契約で使用貸借権から賃借権に変わったということで、今後は10年間は耕作をされるということを伺っております。以上です。

議長 それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

（なしの声）

議長 推進委員の方、質疑・意見等ありませんか。

（なしの声）

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見等ありませんか。

（なしの声）

議長 はい。農業委員・推進委員、質疑等がないようですので、それでは、採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の再設定1件1筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは、賃借権の再設定1件1筆分について説明いたします。総会資料の97ページをご覧ください。賃借権の再設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が〇区の方でございます。98ページをご覧ください。（申請地について説明）。期間は5年。賃借料の支払いにつきましては、ご覧のとおりとなっております。99ページから100ページまでに地籍図・現況写真を、101ページに調査書を添付しております。再設定分につきましては現地調

査を行っておりませんが事務局において現況確認を行っております。100ページを見ていただきますと、村道〇〇線の〇〇橋手前の右側の農地となっております。現地は写真のとおり〇〇の栽培をされており、適切に管理されております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員からの質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ないですか。

(なしの声)

議長

はい。農業委員・推進委員、質疑等がないようですので、それでは、採決をいたします。再設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、再設定1件1筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、賃借権の再設定1件1筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、賃借権の再設定1件1筆分について説明をいたします。総会資料の102ページをお開きください。賃借権の再設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手〇区の方、借り手が〇区の方でございます。103ページをご覧ください。(申請地について説明)。期間は5年。賃借料の支払いにつきましては、ご覧のとおりとなっております。104ページから105ページまでに地籍図・現況写真を、106ページに調査書を添付しております。先ほどと同じように、再設定分につきましては現地調査を行っておりませんが、事務局において現地確認を行っております。104ページの場所は、県道〇〇線〇〇橋手前の右側のところの農地でございます。現地は写真のとおり適切に管理さ

れております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。農業委員、推進委員、質疑がないようですので、それでは、採決をいたします。再設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、再設定1件1筆分については、原案のとおり決定いたします。以上8件、全事案とも全員賛成となりましたので、議第17号につきましては、原案のとおり決定いたしました。

議長

次に日程13、議第18号「令和5年度山江村農作業標準賃金の承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局長

はい。議第18号「令和5年度山江村農作業標準賃金の承認について」令和5年度山江村農作業標準賃金の承認について審議を求める。令和5年3月15日提出、山江村農業委員会会長。

続きまして、108ページをご覧ください。令和5年度山江村農作業標準賃金表の(案)を添付しております。この農作業標準賃金につきましては、毎年見直しを行っているものであり、下球磨地域農業振興協議会幹事会の会議において協議された基準額を基に各市町村農業委員会で決定し公表しております。今回も令和元年度の大幅な見直しからそこまで時間が経っていないこともあり、協議会として全体的な見直しは行わないこととなった為、108ページにある熊本県最低賃金に合わせて、作業人夫賃金をあげております。以上、今回の案について審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

ことで、だいたい話をつけてあるようです。ちょっと、この間のですね、議会の中の答弁であったんですけども、その中でも、今後の意見としてですね、いろいろそういうのは早めから決めるという段階をしていった方がよかてというような話もでてきておりましたので、今後ですね、いろいろ協議を行う上では出し手の方、受け手の方ですね相互の意見があるようです。出し手の方は安か方が良かと、受け手の方はなかなか燃料費の高騰とかですね、要因はいろいろあって少しは上げてほしいということであったみたいなんですけども、今回まではですね、先ほども言いましたとおり、この金額で今年はいくと決定をされたということでございますので、今、下球磨の方ではですね、この金額でいきたいというようなこと案で出ささせていただいておりますので、ご了承いただければと思っております。

議長

今回は、これを各家庭に配布するという方向でよろしいですか。

(はいの声)

議長

今出た意見はですね、意見として協議会にもいくし、また、この中で案を出す時に参考にしていきたいというふうに思います。

議長

今の話でよろしいですか。推進委員の方も。

(はいの声)

議長

はい。これを基に双方で協議をしてもらうということでいきたいと思っております。それでは、採決をいたします。「令和5年度山江村農作業標準賃金の承認について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第18号は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に日程14「その他」となっております。事務局より連絡をお願いいたします。

事務局長

その他について説明。

○ホームページ用議事録について

○農業委員、農地利用最適化推進委員の改選について

○活動記録簿の提出について

議長

それでは次に、日程15「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

今後の行事について説明。

議長

それでは、日程16「閉会」に移ります。
以上をもちまして農業委員会3月期総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

令和4年3月15日（水）午前10時45分

議長_____

委員_____

委員_____